

R05 科振知財第 097-1 号
令和 5 年 7 月 28 日

知財活用支援事業(権利化支援)
申請代表者 各位

国立研究開発法人科学技術振興機構
知的財産マネジメント推進部

令和3年度以前公募の支援案件に係る支援費返還について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

これまで知財活用支援事業(権利化支援)では、支援期間中に発生した実施料収入の取り扱いに基づく支援費の返還及び費用支出の終了に基づく支援費の返還を契約上に定め、支援対象の特許を受ける権利又は特許権に基づいて、実施料収入や譲渡収入が得られた場合、収入額に応じて支援費を返還頂いておりました。

先だって令和4年度公募の新規申請分から、上記の支援費の返還を求めないことに変更致しましたが、この度、申請機関における知的財産部門の体制整備・拡充等に向けた知財収入のさらなる活用を目的として、令和3年度以前の公募要領に基づく案件についても、令和5年度以降申請機関に対し支援費の返還を求めないことと致しました。

なお、過去に機構に返還頂いた支援費につきましては、申請機関への返金は致しません。

返還廃止に伴い、下記の契約中の案件に係る契約について、申請機関と機構との間で別添の契約変更覚書を締結致します。

敬具

記

1. 契約変更覚書対象案件

令和3年度以前の公募要領に基づき申請され、現在、権利化支援で契約中の案件(JST 管理番号:S2021 以前の番号で始まる案件)

※既に契約を終了した案件については契約変更覚書の対象外となります。なお、契約終了案件についても令和5年度以降支援費の返還を求めません。

以上

【本件連絡先】

国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)
知的財産マネジメント推進部 大学知財支援グループ
〒102-8666 東京都千代田区四番町5番地3 サイエンスプラザ
電話:03(5214)8413 FAX :03(5214)8476
E-mail:kenri@jst.go.jp